

知立市もやいこハウスの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

知立市企画政策課

1 利用申請前にご確認ください

(1) 利用の制限

利用日当日に、以下のいずれかに該当する人がいる場合は利用できません。

- ア 体温が平熱比1度超過の場合
- イ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽喉痛などの症状がある場合
- ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 利用できない内容

- ア 利用申請者が利用者全員の氏名と住所又は電話番号を把握できない場合
- イ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策が難しいもの
ただし、マスク着用できない楽器などの使用は、(3)及び(4)により使用を許可します。
- ウ 使用内容が飲食を目的としたもの

(3) 各施設の部屋の定員について

対人距離※の確保ができないもの及び「(4) 使用状況の確認」結果により、利用に制限をする場合又は使用ができない場合があります。

※「対人距離」・・・最低1m（できるだけ2mを目安に）が必要。ただし、家族などの日頃から生活を共にする集団においては、乳幼児などをだっこするなど例外

(4) 使用状況の確認

利用申請の内容が下記のいずれかに該当する場合は、利用申請者が実施する感染防止対策について個別に確認をしたうえで、利用を許可します。

- ア 使用する部屋及び使用人数から密集及び密接の恐れがある場合（三密を回避する対策を確認します。）
- イ マスクが着用できない（楽器など）の目的で使用する場合
- ウ 大声での発生、歌唱や声援、又は近接した距離での会話をするもの

(5) 館内での食事について

施設内での食事は禁止します。

(6) 利用者への周知

利用申請者は利用者全員に対し、以下の感染防止対策を実施することを周知してください。

- ア 利用後に施設内の机や椅子などの消毒を行うこと
- イ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策を実施すること（健康状態に十分に気

をつけ、無理のない使用をすること)

- ウ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること
- エ 定期的に換気を行うこと
- オ 対人距離を確保すること
- カ 利用者全員に来館前の検温の徹底すること
- キ 利用者に感染者が出た場合は、その他の利用者に対し連絡を取り、必要に応じて保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保することに協力すること
- ク 利用者に感染者が出た場合は、市及び関連機関に名簿の提供や聞き取り調査に協力すること

2 利用当日

(1) 利用に関する注意事項

- ア 水分補給は、本人が持参したもののみとし、他人へ提供（共有）しないでください。
- イ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策を実施してください。
(健康状態に十分に気をつけ、無理のない利用をすること)
- ウ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること
- エ 定期的に換気を行うこと
- オ 対人距離を確保すること
(互い違いに着席、利用時間内で来館時間をずらす、利用者数減らすなど)
- カ 使用後は、使用時間内において利用者で部屋の消毒清掃をすること

3 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、上記の内容は予告なく変更する場合がありますのでご承知おきください。